

南部切田神楽



指定区分	県指定文化財 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国選択）
種別	県無形民俗文化財
名称	南部切田神楽
所在地	十和田市大字切田
保護団体	南部切田神楽会
指定年月日	昭和 31 年 5 月 14 日（指定） 平成 16 年 2 月 6 日（選択）
概要	<p>南部切田神楽は、十和田市の切田地区に伝承される神楽で青森県無形民俗文化財第 1 号に指定されている青森県を代表する民俗芸能である。9 月 15 日の切田八幡神社例大祭などにおいて演じられ、切田八幡神社は、切田の産土土神であり、南部家の 13 世守行が糠部に下向し、やがてこの地に土着すると同時に勧請されたとの伝承を持つ。</p> <p>南部切田神楽は、江戸時代初期に出羽の羽黒修験者から伝承したものと伝えられ、その後、江戸時代末期に途絶えたので岩手小鳥谷の舞太夫から 75 番の神楽を習って復活した。それが現在の舞と囃子の技法という。</p>